

東京消防庁指導課長 小林恭一

去る6月6日の深夜に発生した特別養護老人ホーム「松寿園」の火災では、寝たきりのお年寄りなど、17人が亡くなられました。この松寿園は、耐火構造3階建の比較的新しい建物で、防災関係法規にも適合しており、防災面での水準が比較的高いとされていたもので、それにもかかわらず多数の死者が発生してしまったために、関係各方面に深刻な問題を提起しました。

このため、政府においては、消防庁を中心となって委員会を設置し、この種施設の防火安全対策について緊急に検討を行い、さる8月30日にその検討結果がまとめられました。

さらに、この検討結果に基づき消防法施行令が改正され、昭和62年10月2日公布され、来年4月1日から施行されることになりました。主な内容は、延べ面積が6,000m<sup>2</sup>以上のものに義務付けられていたスプリンクラー設備を、福祉施設については1,000m<sup>2</sup>以上のものに、病院については3,000m<sup>2</sup>以上のものに義務付けることとするなどの画期的なものとなっています。

日本には、150m<sup>2</sup>以上の福祉施設等（統計上、保育所等も含まれます。）が約38,000あり、毎年約5～60件の火災が発生しているのですが、これにより発生する死者は、毎年0～2人程度であり、多数の死者が出て問題となつたのは、昨年の神戸市の精神薄弱者援護施設「陽気寮」火災（8人死亡）を除けば、昭和43年の大分県みのり学園小百合寮火災（6人死亡）までさかのばらなければなりません。

これに比べ、旅館・ホテル等では、約85,000の対象物があり、毎年約300件の火災が発生して、6～7人の死者が出、2～3年に1回は2～30人の死者を伴う火災が発生しています。

万一初期消火に失敗した場合の危険性は、

福祉施設の方がはるかに高いと考えられるにもかかわらず、統計上は、これまで旅館・ホテル等の方が、危険性が高いという結果になっていたのです。

その理由は、福祉施設の方が消防法や建築基準法のような関係法令の規制が多少厳しいこともあるでしょうが、私は、それよりも、前者の方が防火管理の水準が高いからだと考えます（表参照）。

	防火管理者選任率	消防計画作成率
旅館・ホテル等	88.8%	77.5%
福祉施設	94.4%	88.3%

福祉施設では、ひとたび火災が発生した場合には大惨事になるだろうという認識を関係者一人一人が持っております、その結果、防火管理がきわめて効果的に行われてきただけだと考えられるのです。

この種施設に限らず、火災に対する安全性は、高ければ高いほど良いのは当然ですが、そのために要するコストを考慮しないわけにはいかないことも、また当然でしょう。消防法による規制は、このような実績や、費用対効果等のバランスを踏まえてなされてきたのだと考えられるのですが、今回、福祉施設の統計的に見た危険性が、本来的な危険性と一致し、その結果、スプリンクラーの設置基準の強化などの対策について、経済的な側面も含めて、社会的なコンセンサスが出来たのだと考えるべきなのでしょう。

#### 昭和62年度 全国統一防火標語

消えたかな

気になるあの火  
もう一度